

★ 承継利用申請 添付書類

- 1 亡くなった霊園利用者の霊園利用許可証
- 2 死亡が確認できるもの（住民票の除票・戸籍抄本・火葬許可証＝執行印あり など）
- 3 承継者の住民票**謄本**

確認後お返しします。

同居の場合は、住民票申請の際に「除票も含める。」と申請すると、1件分として発行してくれます。（除票の保存は5年間）

下記4で戸籍謄本を提出する場合は不要です。

（住民票は、本籍の記載のあるもの）

4 祭祀を相続したことが確認できるもの（ア又はイ）

ア 相続が完了したことが判る書類（遺言書、分割協議書、相続証明書など）

イ 祭祀を相続した相続人であることが確認できる書類

確認してお返しします。

イの例

区 分		添 付 書 類（親族関係図も添付）	
①	配偶者が承継	配偶者が霊園利用を相続することについての、 <u>子全員の同意書</u>	
②	子が一人しかいない場合	子が霊園利用を相続することについての、 <u>残された配偶者の同意書</u>	
		承継者として届出た方が霊園利用を相続することについての、 <u>残された配偶者及び子全員の同意書</u>	
③	子が複数いる場合	承継者として届出た方が霊園利用を相続することについての、 <u>残された配偶者及び子全員の同意書</u>	
④	配偶者がいない場合	戸籍謄本（除籍謄本・改製原戸籍謄本も必要な場合あり） 【配偶者がなく、子が一人であることが確認できるもの】	
⑤	子が複数いる場合	承継者として届出た方が霊園利用を相続することについての、 <u>子全員の同意書</u>	戸籍謄本（除籍謄本・改製原戸籍謄本も必要な場合あり） 【配偶者がなく、相続人となる子が、全員確認できるもの】
⑥	父又は母が承継 （配偶者・子等直系卑属がない場合） 〔父母がない場合は、 <u>祖父母になります。</u> 〕	承継者として届出た方が霊園利用を相続することについての、 <u>届出人でない父又は母の同意書</u>	戸籍謄本（除籍謄本・改製原戸籍謄本も必要な場合あり） 【配偶者・子等直系卑属がなく、相続人となる父母が確認できるもの】
⑦	兄弟・姉妹で承継 （配偶者、直系尊属及び卑属＝父母・祖父母・子・孫等、がない場合）	承継者として届出た方が霊園利用を相続することについての、 <u>兄弟・姉妹全員の同意書</u>	戸籍謄本（除籍謄本・改製原戸籍謄本も必要な場合あり） 【配偶者、直系尊属・卑属がなく、相続人となる兄弟・姉妹が、全員確認できるもの】

* 承継者の住所・本籍が市内にない場合は、代理人が必要です。

同意書

桑原雁塚霊園永代使用の承継について、下記のとおり同意します。

記

1. 区画番号 — の承継者

住 所

氏 名

被相続人名

被相続人との続柄

令和 年 月 日

同意者 住 所

氏 名

印

被相続人との続柄

住 所

氏 名

印

被相続人との続柄